

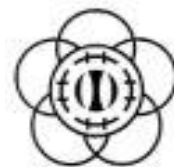
所沢市立小手指小学校 学校だより

# 大いちょう

令和6年11月6日 第8号

学校教育目標

学びあい  
はげましあい  
高めあい



3つの「あい」 校長 徳増由美子

## 学校では体験できない活動がいっぱい

～お天気は…でしたが、行ってよかった遠足・社会科見学・林間学校・修学旅行～

10月(11月1日も含む)は、すべての学年が学校では体験できない活動をたくさん体験することができました。

1・2・3年生は、10月18日(金)に電車に乗って遠足に行きました。お天気は残念な時間もありましたが、交通ルールを守って歩く駅までの道のり、公共のマナーを考えて乗る電車での移動、目的地まで根気強く歩き続ける活動等を体験できました。

4年生は、11月1日(金)にバスで社会科見学に出かけました。東秩父村・和紙の里では伝統工芸の紙すきに挑戦し、寄居町・埼玉県立川の博物館では水の流れについて学習しました。

5年生は10月9日(水)・10日(木)、飯能市・埼玉県立名栗げんきプラザに林間学校に行ってきました。今年度は時期と目的地を変更しての取組でしたが、県内の施設であっても十分自然と触れ合うことができました。キャンプファイヤーの始まる時刻には空も晴れ、満点の星空の下で友達との貴重な時間を共有することができました。

そして6年生。10月24日(木)・25日(金)、栃木県・日光市への「修学旅行」がありました。子供たちは、雄大な自然の中でできた湖や滝を体感したり、世界遺産の日光東照宮を班行動で見学したりと、最高の思い出となる「学業を修めるための旅行」を行うことができました。ホテルでの仲間との学年レク、夕食、お風呂も素敵なひとときとなったようです。

どの学年も学校に戻ってきた時は、一回り大きく成長した子供たちの姿が見られました。学校だけでは体験できないことがある、子供たちには様々な体験をさせることが必要であると改めて感じた10月でした。保護者・地域の皆様のご理解、ご協力のおかげで、子供たちは元気いっぱい、とてもいい笑顔で10月を終えることができました。今後もよろしく願いいたします。

6年生：修学旅行



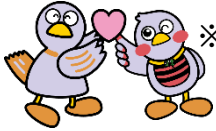
## 愛校会へ多くの方々からご厚志をいただきありがとうございます

7月25日(木)に本年度の愛校会総会を終えてから順次、地域の皆様、保護者の皆様等から協力金をいただいております。今年度も多くの方々のご厚志により充実した学校環境を整えることができます。小手指小学校愛校会会長・宮寺様をはじめ、地域の皆様、保護者の皆様に心から感謝申し上げます。

ご厚志としていただいた協力金につきましては、135周年の記念品として子供たちにプレゼントした学年カラーの体育帽子や花の苗木の購入等を使用として、大切に使用させていただきます。今後も温かなご支援、ご協力をお願いいたします。



# 10月の「いきいきニュース」より



※本校のホームページに、たくさんの「いきいきニュース」を掲載しています。右の二次元コードまたはアドレスから、ぜひ、ご覧ください。



埼玉県マスコット  
「コバトン」「さいたまっち」

小手指小学校ホームページアドレス：<https://kotesashi-e.edumap.jp/>

## 10月22日(火) 全校朝会(開校記念日)

今日は、小手指小学校の開校記念日です。135周年を迎えました。

全校朝会では、子供たちに小手指小学校の歴史について写真を使って説明した後、みんなで校歌(1番)を歌い、お祝いをしました。子供たちの歌声は、体育館中に響き渡りました。

HAPPY BIRTHDAY KOTESASHI 135th



## 10月31日(木) トイレボランティア

10月より、学校ボランティア「KOTESASHI+(こてさしプラス)」のみなさんの活動がミシンボランティアを皮切りに始まりました。

今日は、トイレボランティア(4名)の方々です。来週の音楽発表会に向けて北校舎1階東側のトイレを掃除していただきました。おかげさまでピカピカです。ありがとうございました。



※お子さんの学校での様子等について、ホームページへの掲載が難しい場合は、学校までご一報ください。個別に対応させていただきます。



## 学校からのお知らせとお願い



### 埼玉県の「いじめ撲滅強調月間」について

いじめられた子供には心身に深刻な被害が生じることがあります。いじめは重大な人権侵害であり、決して許されることではありません。

埼玉県では、毎年11月を「いじめ撲滅強調月間」と定め、いじめ問題の根絶に取り組んでいます。子供たちがいじめを受けていたり、保護者の方々がいじめに気が付いたりしましたら、学校や相談機関等にご連絡ください。



埼玉県マスコット「コバトン」

### 秋季全国火災予防運動について

令和6年11月9日(土)から11月15日(金)までの7日間は、「秋季全国火災予防運動」です。今年の防災標語は『守りたい 未来があるから 火の用心』です。子供たちの未来を守るためにも、火の元には十分留意して、毎日生活しましょう。



### 改正道路交通法における子供たちに対する指導・支援について

メディアでも盛んに取り上げられている「改正道路交通法」ですが、令和6年11月1日(金)より改正されました。主な改正点は以下の通りです。子供たちにも自転車の乗り方を中心に交通安全の指導を進めてまいります。ご家庭でもこの機会にご家族で確認をお願いいたします。

#### 【主な改正点】

- 運転中ながらスマホの禁止
- 酒気帯び運転および幫助



#### 自転車運転者講習制度の対象

※自転車の運転に関し、交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反(危険行為)を反復して行った者は講習制度の対象となります。

※危険行為：信号無視、指定場所一時不停止、遮断踏切立入り、安全運転義務違反など

**令和6年11月1日 道路交通法の改正**

**自転車の危険な運転に新しく罰則が整備されました**

運転中ながらスマホ	酒気帯び運転および幫助
<p>スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画像撮影する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。</p> <p>違反者は、6年以下の懲役又は10万円以下の罰金</p> <p>交通の危険を生じさせた場合は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金</p>	<p>自転車の酒気帯び運転のほか、酒酔いの提供や同乗・自転車の使用に際して新たに罰則が整備されました。</p> <p>違反者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金</p> <p>自転車の提供者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金</p> <p>酒酔いの提供者・同乗者は、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金</p>

「運転中ながらスマホ」、「酒気帯び運転」は、自転車運転者講習制度の対象となります。

**自転車運転者講習制度**

自転車の運転に関し、交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反(危険行為)を反復して行った者は講習制度の対象となります。©2024年11月1日現在